

## まえがき

橋梁点検は、橋梁の維持管理に必要な情報を取得する最も基本的な行為であり、国土交通省が管理する道路橋においては、平成16年3月に示された橋梁定期点検要領(案)<sup>1)</sup>（以下、「H16点検要領」という。）に基づき実施されている。これは昭和63年7月に示された橋梁点検要領(案)<sup>2)</sup>を、維持管理に関する新たな知見や点検結果などをもとに、橋梁点検業務の更なる充実を図るため改訂されたものである。このH16点検要領では、統計的分析による劣化特性の評価などに用いるために予め定められた評価基準に従って区分される損傷の規模や進展の程度についての客観的記録（損傷程度の評価）と、専門の技術者による部材毎の健全性や措置の必要性などについての助言（対策区分の判定）の2種類のデータが取得される。このうち、前者（損傷程度の評価）は、点検要領において客観的な評価基準が示されている。一方で、後者（対策区分の判定）は、橋の性能に果たす個々の部材の役割や重要性、架橋環境なども考慮した総合的な判断であるため、定型的な判定基準は用意されていない。

本資料は、損傷程度の評価を行う点検者に対して、評価の客観性を高めるために、損傷程度の評価基準に応じた損傷事例写真を提供している。さらに、対策区分の判定を行う技術者とそれらの助言を受けて措置等の意志決定を行う道路管理者の双方に対して、判定や意志決定がよりの確なものとなるように、既往の様々な損傷形態に関する損傷事例写真やそれらと関わりのある技術情報を提供するものである。過去には、平成16年12月に「道路橋の定期点検に関する参考資料－橋梁損傷事例写真集－」（国土技術政策総合研究所資料第196号）<sup>3)</sup>としてとりまとめている。その後、本資料において、新たな損傷形態や点検時の着眼点に係る損傷事例を追加してとりまとめた。なお、本資料に掲載した事例は、道路構造物管理研究室で過去に行った現地調査によって収集した情報および管理者から提供された点検記録や不具合等の情報から抽出したものである。

本資料のとりまとめにあたっては、損傷事例の提供など各機関に多大なるご協力をいただいている。ここに謝意を表す。

- 1) 「橋梁定期点検要領(案)」平成16年3月31日 国土交通省道路局国道・防災課長通知
- 2) 「橋梁点検要領(案)」昭和63年7月 建設省土木研究所 土木研究所資料第2651号
- 3) 「道路橋の定期点検に関する参考資料－橋梁損傷事例写真集－」平成16年12月  
国土技術政策総合研究所 国総研資料第196号